

必ずお読みください！

- ◆ 貸付にあたっては審査があります。また、審査内容等についてはお答えできません。
- ◆ 既に多額の負債がある場合には、弁護士等の専門家の相談・アドバイスを受けていただくこともあります。
- ◆ 事業の目的遂行に必要な範囲に限り、関係機関・者について、個人情報照会、または提供し、提供されることがあります。（個人情報の取り扱いについては、申込相談の際に確認させていただきます）
- ◆ 市区町村社会福祉協議会との連絡が確実に行える状況であることが前提となります。転居、退学など世帯の状況に変更があった場合には、必ず市区町村社会福祉協議会に連絡していただきます。
- ◆ 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合や、借入金の使途を勝手に変更したり、他に流用した場合には、資金の全額または一部を即時に返還していただくこともあります。
- ◆ 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入申込ができません。
- ◆ 貸付の可否にかかわらず、提出いただいた書類の返却は行いません。

ご相談はお住まいの市区町村社会福祉協議会へ

名 称	電話番号
横浜市社会福祉協議会	045-201-8616
鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市社会福祉協議会	044-739-8716
川崎区社会福祉協議会	044-246-5500
幸区社会福祉協議会	044-556-5500
中原区社会福祉協議会	044-722-5500
高津区社会福祉協議会	044-812-5500
宮前区社会福祉協議会	044-856-5500
多摩区社会福祉協議会	044-935-5500
麻生区社会福祉協議会	044-952-5500

名 称	電話番号
横須賀市社会福祉協議会	046-824-3435
平塚市社会福祉協議会	0463-21-8813
鎌倉市社会福祉協議会	0467-23-1075
藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市社会福祉協議会	0465-35-4000
茅ヶ崎市社会福祉協議会	0467-85-9650
逗子市社会福祉協議会	046-876-6222
相模原市社会福祉協議会	042-756-5034
相模原市社協（南区事務所）	042-765-7065
相模原市社協（緑区事務所）	042-775-8601
三浦市社会福祉協議会	046-888-7347
秦野市社会福祉協議会	0463-84-7711
厚木市社会福祉協議会	046-225-2947
大和市社会福祉協議会	046-200-6177
伊勢原市社会福祉協議会	0463-94-9600
海老名市社会福祉協議会	046-235-0220
座間市社会福祉協議会	046-266-2025
南足柄市社会福祉協議会	0465-73-1575
綾瀬市社会福祉協議会	0467-77-8166
愛川町社会福祉協議会	046-285-2111
清川村社会福祉協議会	046-287-1118
葉山町社会福祉協議会	046-875-9889
寒川町社会福祉協議会	0467-74-7621
大磯町社会福祉協議会	0463-61-9390
二宮町社会福祉協議会	0463-73-0294
中井町社会福祉協議会	0465-81-2261
大井町社会福祉協議会	0465-84-3294
松田町社会福祉協議会	0465-82-0294
山北町社会福祉協議会	0465-75-1294
開成町社会福祉協議会	0465-82-5222
箱根町社会福祉協議会	0460-85-9000
真鶴町社会福祉協議会	0465-68-3313
湯河原町社会福祉協議会	0465-62-3700

※横浜市、川崎市にお住まいの方は区が窓口です。

生活福祉資金貸付制度

2018年度改訂版

教育支援資金

のご案内

教育支援資金は、一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸付けるものです。

教育支援費

就学支度費

就学するのに必要な経費の貸付です。

新入学時にのみ必要な経費の貸付です。

☐ 授業料、施設設備費

☐ 教材費

☐ 通学交通費 など

【限度額】（月額）

高等学校 中等教育学校の後期高等課程 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部）	35,000円 まで
高等専門学校 短期大学 専修学校（専門課程）	60,000円 まで
大学	65,000円 まで

☐ 入学金

☐ 制服代 など

【限度額】

高等学校 中等教育学校の後期高等課程 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部）	500,000円 まで ※入学時1回のみ ※転校は対象外
高等専門学校 短期大学 専修学校（専門課程）	
大学	

⚠️ ご注意ください。

※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。

※特に必要と認める場合に限り、上記の貸付額(月額)の1.5倍まで貸付可能です。窓口でご相談ください。

※必要とする月数（最大12か月）を貸付けます（優先制度利用の場合を除く）。教育支援費については、年次ごとにお申込みください。

対象とする世帯

☐ 世帯収入が生活福祉資金収入基準以下の世帯
※窓口でご確認ください。

☐ 神奈川県にお住まいで、住民票もその住所にある世帯

教育支援資金の特徴

■ 連帯保証人は、原則として不要です。

※世帯の状況により、連帯保証人の選任をお願いする場合があります。

■ 対象経費には、制限があります。

※自己資金で対応できる金額を除いた経費を貸付ます。

※支払い済みの経費は、貸付できません。

※生活費、家賃など貸付対象としない経費があります。

■ 他から借入ができる方は、そちらが優先となります。

（優先制度についてはP2参照）

■ 償還の意思を明確 にしていただきます。

■ 親権者の同意が必要です。

※原則として修学者を借受人とします。

〈自宅から通学〉

・生徒・学生が「借受人」

・親権者のうち、生計中心者が「連帯借受人」

〈入寮等で学生のみ県外に転居する場合〉

・親権者のうち、生計中心者が「借受人」

・生徒・学生が「連帯借受人」

借受人、連帯借受人ともに債務者となります。

■ 借入期間、償還(返済)期間中は、窓口となる社会福祉協議会とお住まいの地域を担当する民生委員の支援を受けていただきます。

Point ① 用語の解説

【借受人】

本資金を借り受ける人のことをいいます。

返済（償還）の義務があります。

【連帯借受人】

借受人と連帯して、本資金を借受ける人のことです。借受人とともに返済（償還）の義務があります。

【連帯保証人】

借受人、連帯借受人とは生計を別にし、連帯して債務を負う人のことをいいます。借受人、連帯借受人とともに返済（償還）の義務があります。

【償還】

借入金を返済すること。

-1-

■ 優先制度について

ひとり親世帯 …… 母子家庭、父子家庭のご世帯、寡婦の方の場合

優先制度	母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金 就学支度資金 給付奨学金
実 施	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市
窓 口	市域：各市児童福祉所管課、町村域：県保健福祉事務所 横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市：各市へお問合せください。
特 徴	無利子、保証人が必要な場合があります（機関保証制度あり）、審査あり

高校進学 …… 高校、専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校の高等部へ進学・進級の場合

優先制度	神奈川県高等学校奨学金
実 施	神奈川県教育委員会
窓 口	在学している中学校にお問合せください。
特 徴	無利子、保証人必要、収入要件あり、審査あり

大学進学 …… 大学、短期大学、専修学校へ進学の場合

優先制度	日本学生支援機構 第1種奨学金 給付型奨学金
実 施	日本学生支援機構
窓 口	在学している高校にお問合せください。
特 徴	無利子、保証人必要（機関保証制度あり）、 収入要件・学力要件あり、審査あり



Point ②

日本学生支援機構奨学金
「第2種奨学金」「入学時特別増額貸与奨学金」
の取り扱いについて

- ・日本学生支援機構
「第2種奨学金」（有利子）と
「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）は、
優先制度ではありません。
また、教育支援資金との併用利用はできません。
どちらかをお選びいただけます。



※無利子の奨学金等との併用利用が可能です。
学費が不足する場合、教育支援資金の貸付ができる場合があります。
窓口にご相談ください。

■ 申込について

- ◆ 必要書類をご準備ください。
- ◆ お住まいの市区町村にある社会福祉協議会にて、申込書にご記入ください。
（借受人、連帯借受人、連帯保証人ご自身でご記入いただきます）
- ◆ 審査には時間を要します。
お申込みの際は時間に余裕をもってお申込みください。
- ◆ 貸付の可否にかかわらず、提出いただいた書類の返却は行いません。

■ 資金交付（送金）について

- ◆ 貸付が決定すると、借用書等の契約書類と印鑑登録証明書を
ご提出いただきます。
- ◆ 教育支援費は、原則として分割して交付します。
※状況に応じて、一括交付することもあります。
- ◆ 送金口座は、借受者、連帯借受者いずれかの名義の口座をご指定ください。

必要書類について

【世帯状況の確認書類】

- ☐ 住民票（世帯全員分、発行後3か月以内のもの）
- ☐ 世帯全員の所得証明書類（源泉徴収票や確定申告書等）
- ☐ 連帯保証人を立てる場合、その住民票・所得を確認する書類

【学校関係の確認書類】

- ☐ 在学中の場合は、在学証明書
すでに合格している場合、入学許可書（合格通知）
- ☐ 就学にかかる経費がわかる資料
（学校案内、募集要項等授業料等の内訳や納入期限がわかる書類）

※ その他、ご世帯の状況により必要な書類があります。
窓口の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

■ 相談から償還完了までの流れ



■ 償還方法

【償還期間】	20年以内	【利子について】 償還計画に基づいて返済していただいた場合は、 無利子 です。 ただし、計画期間を過ぎて残額が残っている場合は、残額に対し、 年利5.0%の延滞利子 が加算されます。
【据置期間】	6か月以内 概ね卒業してから半年後から償還が始まります。 （一部例外を除く）	【償還猶予について】 上級学校に進学した場合で、すぐ償還を開始することが難しい場合、 窓口の社会福祉協議会にご相談ください。
【償還方法】	① 払込取扱票（取り扱いは、 ゆうちょ銀行のみ ） ② 銀行口座引落	